

# 情報提供

那医発第 209 号  
令和 8 年 6 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「薬剤関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 4 3 3 号

令 和 8 年 6 月 10 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

(公印省略)

## 薬剤関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会および沖縄県保健医療介護部長より薬剤関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、厚生労働省より、アーウィナーゼ筋注用 10000 の有効期限が 36 カ月から 48 カ月に延長されたことを踏まえ、現在流通している製剤にも同様の期限が適用可能と判断されたことをお知らせするものです。
- ② については、①の通知同様、沖縄県保健医療介護部長からも同様の通知があることをお知らせするものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

## 記

No	文書番号	発 送 年 月 日	文 書 名
①	日医発第 436 号 (技術)	R8.6.3	アーウィナーゼ筋注用 10000 の使用期限の取扱いについて
②	事務連絡	R8.6.3	アーウィナーゼ筋注用 10000 の使用期限の取扱いについて

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課 : 吉田

TEL : 098-888-0087

FAX : 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp